

最近の過労死(過労自殺)をめぐる判例と 企業の取り組むべき対策

平成 26 年 11 月 1 日に過労死等防止対策推進法が施行されましたが、その後も若年従業員を中心に過労死(過労自殺)事案の発生が続いたことから、平成 28 年 12 月 26 日には「過労死等ゼロ緊急対策」が発表されました。過労死等の予防は企業の責務であり、万一、過労死等を発生させてしまうと企業や経営者及び管理職にまで厳しい責任追及がなされます。企業の社会的責任として、ワークライフバランスを実現し、従業員の健康を維持することは重要です。企業価値の維持向上のためにも過労死等防止の具体的な取り組みを実施してください。

-CONTENTS-

1. 過労死等をめぐる最近の立法・行政の動き

- (1) 過労死等防止対策推進法施行
- (2) かとく(過重労働撲滅特別対策班)設置
- (3) 過労死等ゼロ緊急対策
- (4) 働き方改革実行計画
- (5) 労働基準法等改正案

2. 最近の過労死等事案の状況

- (1) 電通事案
- (2) その他の最近の事案
- (3) 統計に見る過労死等の状況

3. 過労死等の労災認定基準

- (1) 過労死認定基準
- (2) 過重労働による精神障害認定基準

4. 過労死等に関する判例

- (1) 労災認定に関する行政訴訟
- (2) 安全配慮義務に関する損害賠償請求訴訟
- (3) その他の訴訟判決

5. 過労死等の防止対策

- (1) 長時間労働防止
- (2) ハラスメント防止

開催日時	平成30年9月4日(火) 13時30分～16時30分
会場	経協会館3階ホール(新潟県経営者協会) 新潟市中央区川岸町1-47-3

講師 第一芙蓉法律事務所 弁護士 木下 潮音 氏

昭和 57 年早稲田大学法学部卒。昭和 60 年第一東京弁護士会弁護士登録、橋本合同法律事務所入所。昭和 61 年第一芙蓉法律事務所設立に参加。平成 16 年第一東京弁護士会副会長に就任。平成 22 年東京大学法科大学院客員教授に就任。現在、東京工業大学副学長、経営法曹会議常任幹事、日本労働法学会理事などをつとめる。



受講料	一般 16,200円 (1名・消費税込) 会員会社 10,800円 (1名・消費税込)	定員	60名
申込方法	下記申込書にてFAX(025-267-2310)またはホームページ(http://www.niigata-keikyo.jp)よりお申し込みください。 ※受講票は発行いたしません。定員に達し、受講できない場合はご連絡いたします。		
申込締切日	平成30年8月28日(火) ※受講料は8月28日までに納入願います。 ※お申し込み後のキャンセルにつきましては、当日の取り消し(欠席を含む)のみキャンセル料として受講料の全額を申し受けます。その場合、資料等を後日送付いたします。		
振込先	口座名:「一般社団法人 新潟県経営者協会 (シャ. ケンケイシヤキョウカイ)」 第四銀行・白山支店 普通預金No.0173179 北越銀行・古町支店 普通預金No.583391 大光銀行・新潟支店 普通預金No.314069 ※振込手数料は貴社にてご負担をお願いいたします。 ※領収書は発行いたしませんので、必要の場合はご連絡ください。		
備考	・ <u>駐車場がございませんので、お車でのお越しはご遠慮ください。</u>		
お問合せ	(一社)新潟県経営者協会 事務局 TEL(025)267-2311		

(一社)新潟県経営者協会 行 FAX (025)267-2310

労働法務講座申込書 (9/4)

会社名			
所在地	(〒)		
ご担当者	お名前	所属・役職	
連絡先	TEL:	FAX:	

	参加者氏名(フリガナ)	所属・役職
1	()	
2	()	
3	()	
4	()	
5	()	

受講料のご送金方法 (下の□に☑チェックしてください)

銀行振込 その他 請求書 要 不要

ご記入いただいた個人情報につきましては今後のセミナー内容および講演会・IR活動の向上を目的としており、主催者が取り扱う商品・サービスのご案内の目的のみに使用いたします。なお、第三者に提供することはありません。